

○ 指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引の取扱いについて(平成 12 年老企第 39 号)

改正後	改正前
<p>1 基本的考え方</p> <p>介護保険法においては、保険者は要介護認定又は要支援認定を受けた被保険者が介護サービス事業、<u>介護予防サービス事業、地域密着型サービス事業又は地域密着型介護予防サービス事業</u>を行う事業者等から介護サービス等を受けたときに、当該サービスに要した費用について介護給付費を支払うこととしており、厚生労働大臣が定める基準により算定した額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額についてその9割に相当する額を支払うこととされていること。</p> <p>こうしたことから、事業者等が厚生労働大臣が定める基準により算定した額より低い費用の額で介護サービス等を提供することが可能であること。</p> <p>なお、介護保険サービスを提供する事業者は、運営基準において法定代理受領サービスに該当しないサービスの利用料と法定代理受領サービスに該当する介護保険サービスの費用額との間に、不合理な差額を設けてはならないとされていること。特に訪問看護等の医療系サービスについては、全国统一単価である診療報酬との間で、一般的には価格差を設けることはないものと考えられること。</p> <p>2 具体的な設定方法について</p> <p>① 事業者等による低い費用の額の設定については、介護保険事務処理システム等に配慮しつつ、事業者の裁量の範囲をできる限り広くする方法が採用されるべきであることから、「事業所毎、<u>介護サービス等の種類毎に「厚生労働大臣が定める基準」における単位に対する百分率による割引率(〇〇%)を設定する。</u>」方法とすること。</p> <p>(例)</p> <p>「厚生労働大臣が定める基準」で 100 単位の介護サービス等を提供する際に、5 %の割引を行う場合。(その他地域「1 単位 = 10 円」の場合)</p> <p>事業所毎、<u>介護サービス等の種類毎に定める割引率(5 %)</u>を 100 単位から割り引いた 95 単位を基に、保険請求額及び利用者負担額が決定される。</p>	<p>1 基本的考え方</p> <p>介護保険法においては、保険者は要介護認定又は要支援認定を受けた被保険者が介護サービス事業を行う事業者等から介護サービスを受けたときに、当該サービスに要した費用について介護給付費を支払うこととしており、厚生労働大臣が定める基準により算定した額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額についてその9割に相当する額を支払うこととされていること。</p> <p>こうしたことから、事業者等が厚生労働大臣が定める基準により算定した額より低い費用の額で介護サービスを提供することが可能であること。</p> <p>なお、介護保険サービスを提供する事業者は、運営基準において法定代理受領サービスに該当しないサービスの利用料と法定代理受領サービスに該当する介護保険サービスの費用額との間に、不合理な差額を設けてはならないとされていること。特に訪問看護等の医療系サービスについては、全国统一単価である診療報酬との間で、一般的には価格差を設けることはないものと考えられること。</p> <p>2 具体的な設定方法について</p> <p>① 事業者等による低い費用の額の設定については、介護保険事務処理システム等に配慮しつつ、事業者の裁量の範囲をできる限り広くする方法が採用されるべきであることから、「事業所毎、介護サービスの種類毎に「厚生労働大臣が定める基準」における単位に対する百分率による割引率(〇〇%)を設定する。」方法とすること。</p> <p>(例)</p> <p>「厚生労働大臣が定める基準」で 100 単位の介護サービスを提供する際に、5 %の割引を行う場合。(その他地域「1 単位 = 10 円」の場合)</p> <p>事業所毎、介護サービス種類毎に定める割引率(5 %)を 100 単位から割り引いた 95 単位を基に、保険請求額及び利用者負担額が決定される。</p>

保険請求額：(100 単位× 0.95) × 10 円／単位× 0.9 = 855 円
利用者負担額：(100 単位× 0.95) × 10 円／単位－ 855 = 95 円
利用者は割り引かれた 5 単位分を他の介護サービスに使用することができる。

- ② 「同じような時間帯に利用希望が集中するため効率よく訪問できない」などの指摘を踏まえ、例えば訪問入浴介護事業所が昼間の閑散期に割引を実施するなど、ひとつのサービス種類に複数の割引率を弾力的に設定することができることとする。具体的な設定方法は以下のとおりとする。

イ サービス提供の時間帯による複数の割引率の設定（午後 2 時から午後 4 時までなど）

ロ 曜日による複数の割引率の設定（日曜日など）

ハ 暦日による複数の割引率の設定（1 月 1 日など）

- ③ 割引の実施に当たっては、以下に掲げる要件を満たす必要があること。

イ 当該割引が合理的であること

ロ 特定の者に対し不当な差別的取扱いをしたり、利用者のニーズに応じた選択を不当に歪めたりするものでないこと

ハ 居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所における給付管理を過度に複雑にしないこと

3 割引率の届出・周知について

事業者による事業所毎の低い費用の額の設定については、利用者、居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業所が居宅サービス計画及び介護予防サービス計画を作成する際に必要な情報となることから、事業者は事業所毎に設定する費用の額について、通常の事業の実施地域の所在する都道府県（地域密着型サービスにおいては市町村（特別区を含む。以下同じ。））に事前に届出を行い、当該届出を受けた都道府県又は市町村は当該割引の設定状況について、WAM NET への掲載等の手段により周知を図る必要があること。

届出に際しては、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定

保険請求額：(100 単位× 0.95) × 10 円／単位× 0.9 = 855 円
利用者負担額：(100 単位× 0.95) × 10 円／単位－ 855 = 95 円
利用者は割り引かれた 5 単位分を他の介護サービスに使用することができる。

- ② 「同じような時間帯に利用希望が集中するため効率よく訪問できない」などの指摘を踏まえ、例えば訪問入浴介護事業所が昼間の閑散期に割引を実施するなど、ひとつのサービス種類に複数の割引率を弾力的に設定することができることとする。具体的な設定方法は以下のとおりとする。

イ サービス提供の時間帯による複数の割引率の設定（午後 2 時から午後 4 時までなど）

ロ 曜日による複数の割引率の設定（日曜日など）

ハ 暦日による複数の割引率の設定（1 月 1 日など）

- ③ 割引の実施に当たっては、以下に掲げる要件を満たす必要があること。

イ 当該割引が合理的であること

ロ 特定の者に対し不当な差別的取扱いをしたり、利用者のニーズに応じた選択を不当に歪めたりするものでないこと

ハ 居宅介護支援事業所における給付管理を過度に複雑にしないこと

3 割引率の届出・周知について

事業者による事業所毎の低い費用の額の設定については、利用者及び居宅介護支援事業者が居宅サービス計画を作成する際に必要な情報となることから、事業者は事業所毎に設定する費用の額について、通常の事業の実施地域の所在する都道府県に事前に届出を行い、当該届出を受けた都道府県は当該割引の設定状況について、WAM NET への掲載等の手段により周知を図る必要があること。

届出に際しては、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について（平成 12 年老企第 41 号）の（別紙 5）「指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」により届け出ることとし、

に係る体制等に関する届出における留意点について(平成 12 年老企第 41 号)の(別紙 5)「指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」及び(別紙 5 - 2)「地域密着型サービス事業者又は地域密着型介護予防サービス事業者による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」により届け出ることとし、サービス種類ごとに複数の割引率を設定する場合には、その適用条件を明確に記載すること。

また、その際の事務手続き、居宅介護支援事業者等及び介護予防支援事業者への周知等に時間を要することが想定されることから、事業者による事業所毎の低い費用の額の設定については、事業者からの都道府県への当該届出が毎月 15 日以前になされた場合には翌月から、16 日以降になされた場合には翌々月から適用するものとして運用することが適切であること。

ただし、平成 18 年 4 月から算定を開始する加算等の届出については、上記にかかわらず、4 月中に届出が受理された時点で、ケアプランを見直し、見直し後のプランに対して、利用者の同意を得られれば、4 月 1 日にさかのぼって、加算を算定できることとする。

4 その他

本通知に係る内容については、既に国民健康保険団体連合会を含め、関係各部署と調整済みであるので、申し添える。

サービス種類ごとに複数の割引率を設定する場合には、その適用条件を明確に記載すること。

また、その際の事務手続き、居宅介護支援事業者等への周知等に時間を要することが想定されることから、事業者による事業所毎の低い費用の額の設定については、事業者からの都道府県への当該届出が毎月 15 日以前になされた場合には翌月から、16 日以降になされた場合には翌々月から適用するものとして運用することが適切であること。

4 その他

本通知に係る内容については、既に国民健康保険団体連合会を含め、関係各部署と調整済みであるので、申し添える。